

秋田生存権裁判判決に関する声明

2013年（平成25年）3月22日

秋田生存権裁判原告団

秋田生存権裁判弁護団

秋田生存権裁判を支える会

生存権裁判を支援する全国連絡会

秋田市、能代市、湯沢市に居住して生活保護を受給している高齢者4名の原告が、その居住する各自治体を被告として、生活保護における老齢加算の減額・廃止を内容とする保護変更決定処分取消を求めていた裁判において、本日、秋田地方裁判所は、被告らが行った保護変更決定処分の違法性を認めることなく、原告らの請求をいずれも棄却する判決を言い渡した。

今回の判決は、憲法25条1項が『健康で文化的な』最低限度の生活を保障していることを忘れ、かつ、生活保護を受給する高齢者の生活実態から目を背けた、極めて不当なものといわざるを得ない。

老齢加算は、高齢者には特有の生活需要があるとして、その需要に応えるべく、70歳以上の高齢者に対して1960年から支給されてきた。ところが厚生労働大臣は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる“骨太の方針”2003）」等を受けて、2006年度までに老齢加算を廃止した。生活保護を実施する各自治体はこの厚生労働大臣の告示に従って老齢加算を減額し、最終的に廃止する保護変更決定を行ったものである。

老齢加算の廃止は、原告らへの支給額を2割近くも減額するもので、これによって、原告らは、さまざまな節約・工夫を限界まで施して食費を切り詰め、光熱費を抑えるために入浴すらも控えての生活を余儀なくされた。老齢加算の理由の一つであった「冠婚葬祭」に充てる費用を捻出することはもはや極めて困難である。どこかに出かけるにも何か食事をするにもお金がかかるため、友人知人との交際も断らざるを得ないし、そのような原告らには誘いもかからなくなってしまう。かくして老齢加算廃止後の原告らの生活は、やっと生活をつなぎ止められるだけの、日常生活のささやかな楽しみさえも味わえないものとなってしまった。

このような原告らの生活が、憲法25条1項により全ての国民に保障された、「健康」で「文化的」な生活からかけ離れたものであることは明らかである。

しかしながら本日言い渡された判決は、老齢加算の趣旨を顧みることもしなければ、原告らの生活実態を直視することさえもせず、さらには、手続の重大な瑕疵をも問題とすることなく、厚生労働大臣の裁量を非常に広く認めるものであった。提訴から7年半を超すこれまでの審理で法廷に届けられてきた原告らの声が裁判所に全く受け止められていなかったということに、我々は深く失望している。この不当な判決を容認することは到底できない。

憲法は、健康で文化的な最低限度の生活を保障することによって、人間らしい生活を送ることのできる喜びをも国民一人一人に保障しているのであり、決して、「生き長らえていればそれでいい」と言っているのではない。その視点をおよそ有していない不当な判決に対して、我々は控訴する。そして、老齢加算の復活と、生活保護制度の改悪阻止に向けて、今後も全力で立ち向かうことをここに宣言するものである。

以上